

コミュニティユニオン東京の弔慰金規程

2019年6月14日
コミュニティユニオン東京
第12回執行委員会

組合員に対して以下の給付を行う。

組合員本人が死亡した場合

所属の支部が香典として3万円を支払い、支部の申請に基づいてCU東京が支部に給付する。

この規定は2019年6月14日から実施する。

弔意金申請書

所属支部が本部に申請します

年 月 日

支部名 _____

執行委員長 _____

組合員 _____ が、 _____ 年 _____ 月 _____ 日

お亡くなりになりましたので、弔意金を申請します。

コミュニティユニオン東京 執行委員会 (共済)御中

170-0005 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館 3 階
Fax 03-5395-3242

組合記入欄

組合員番号

受付日 /

備考